

サステナビリティ情報開示の標準化と今後の展望

企業によるサステナビリティ情報開示が広がっている。国内外で整備が進む開示基準に基づき標準化された情報に加え、企業パーパスや価値創造ストーリーといった企業の本質的な価値を伝える情報の理解と活用が進むことでサステナブルな未来社会の実現につながるのではないかと期待されている。

開示が広がるサステナビリティ情報とその課題

2050年カーボンニュートラル（ネットゼロ）宣言等を背景に、昨今、地球環境や社会に配慮した企業のサステナビリティ活動が活発になっている。

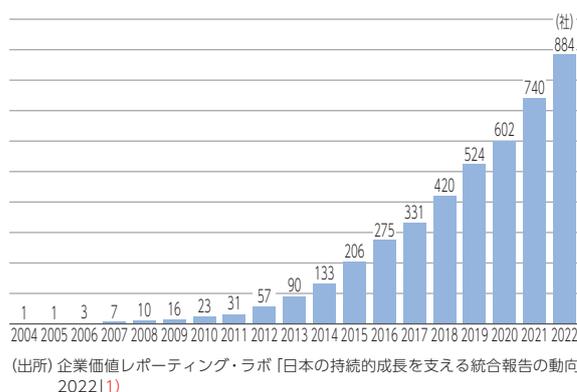
これらのサステナビリティ活動に関する情報（以下、サステナビリティ情報）は、統合報告書やサステナビリティレポート等、様々な形で開示され、有価証券報告書等の財務情報とともに、金融機関をはじめとした様々なステークホルダーにより、投資先企業の選定やサステナブルファイナンスなど幅広い用途で利用されている。

企業のサステナビリティ活動の活発化に伴い、統合報告書やサステナビリティレポートの発行数は年々増加しているが（図表1）、いずれも企業が独自のフォーマットで記載しており、名称も「統合レポート」「アニュアルレポート」「〇〇社レポート」といったように様々で、さらには企業ホームページ上の掲載場所も各社各様であるため、どの情報利用者においても収集に大変な手間がかかるという課題に直面している。

例えば資産運用会社や保険会社等の機関投資家は、企業価値向上を目的とした投資先企業との対話・エンゲージメントを行うにあたり、企業の発信するサステナビリティ情報を幅広く収集し綿密に分析しているが、現状においても情報収集のために相当な時間を要しており、このまま開示される情報量が増え続ければ、分析に十分な時間が割けなくなる懸念があると聞く。

また、情報収集をサポートするために情報ベンダーが各種サービスを提供しているが、ベンダーによって同じ指標の単位や範囲が異なるとか、企業の情報開示のタイ

図表1 国内自己表明型統合レポート発行企業等数の推移



ミングにばらつきがあるため一部の情報に不足が生じてしまうといった理由で、結局、正しい情報を確認するために、情報利用者自身が統合報告書やサステナビリティレポートの原典を直接見に行かなければならず、情報収集の効率化につながらないといった状況が生じている。

国内外での開示標準化の動き

このような課題を解決するため、国内外でサステナビリティ情報開示の標準化の動きがみられる。

国内では、2022年11月に金融庁が「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表し、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示がルール化された。具体的には、企業情報の記載事項の中に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設され、当初の開示項目として「ガバナンス」と「リスク管理」について全企業の記載が必須となり、「戦略」と「指標及び目標」については各企業が重要性を踏まえ判断し記載することが求められるようになった。この新ルールの下で、2023年3月末に決算を迎えた上場企業

NOTE

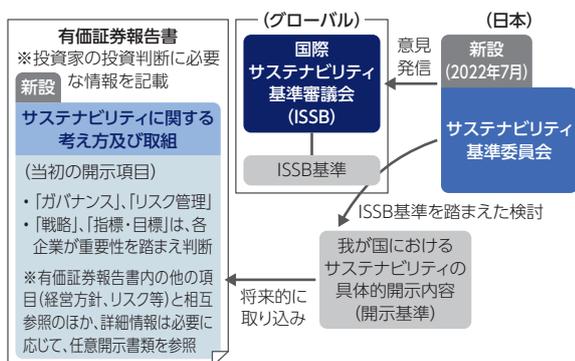
- 1) http://www.edge-intl.co.jp/wp-content/themes/edge-intl/assets/pdf/01_research/02_list2022_202302.pdf
 「国内自己表明型統合レポート」とは、編集方針等において、統合レポートであることを表明しているレポート、または、財務・非財務情報を包括的に記載している、企業価値創造に関する報告等の統合報告を意識したと思われる表現があるレポートを指す。
- 2) International Sustainability Standards Board
- 3) Task Force on Climate-related Financial Disclosures
- 4) Sustainability Standards Board of Japan
- 5) <https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230523/01.pdf>

から順次情報の公開が進んでいる。

国際的には、国際会計基準（IFRS）の策定を担うIFRS財団内に設置された国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）²⁾が2023年6月に公表した「IFRSサステナビリティ開示基準（以下、ISSB基準）」が注目されている。これは、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）³⁾による提言やこれまで複数存在した主要なフレームワークを参照・統合した基準で、今回最初の基準書として、サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項を定めたS1と、TCFD提言をベースとして気候関連開示を規定したS2の2つが公開された。ISSB基準は今後、グローバル・ベースラインとなり、各国の開示基準に取り込まれていくものと想定される。

日本でも、ISSBに向けて意見を発信するために設置されたサステナビリティ基準委員会（SSBJ）⁴⁾が主導し、ISSB基準を参考にした日本版S1、S2の開発が進められている。日本版S1、S2は2023年度中に公開草案、2024年度中に確定基準の公表が予定されており、将来的には有価証券報告書のサステナビリティ情報記載欄への取り込みが見込まれている。

図表2 サステナビリティ情報開示標準化の動向



(出所) 金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令等改正の解説」⁵⁾より抜粋

開示標準化の先にある未来

国内外のサステナビリティ情報開示の標準化が進展することで、各種データへのアクセスや企業間の比較分析が容易になり、様々なシーンで情報活用が進むことが期待される。

一方で、サステナビリティ情報の中でも企業のパーパスや持続的な成長のための価値創造ストーリーといった企業の本質的な価値を伝える情報は、ステークホルダーの理解と共感を得ることを目的として、各企業が工夫を凝らして独自に発信を続けることが想定される。

情報利用者においては、標準化されたサステナビリティ情報に加えて、企業が独自に発信する情報についても正確に理解し分析する必要がある。また、情報収集をサポートするベンダーサービスにおいても、情報利用者の正しい理解を促すように、標準化された情報の提供はもちろんのこと、AI等の最新のテクノロジーを活用しながら、企業が独自に発信する情報も含めて包括的かつタイムリーに情報を取得し提供することが求められるだろう。

サステナビリティ情報が分かりやすく、利用しやすい形で幅広く開示・共有され、ステークホルダーの正確な理解と情報活用が浸透することで、真にサステナブルな未来社会の実現につながっていくのではないだろうか。

Writer's Profile



金島 一平 Ippei Kaneshima
 投資情報サービス事業部
 エキスパートコンサルタント
 専門は投資情報ソリューション企画
 focus@nri.co.jp